

はしがき

本書を執筆する目的は、以下の3点にまとめられる。すなわち第1に、個人年金保険の商品内容を紹介することである。第2に、その個人年金保険の内容を介して、年金に関するいわゆる公私の役割分担論に向けた検討の視角を提供することである。第3にこれらを通して、個人年金保険をめぐる議論にあらわれる、日本の社会保障にかかる論点を浮き彫りにすることである。以下ではそれぞれについて、少しづつ説明を加えておきたい。

第1に、生命保険会社による個人年金保険の商品について、その基本的な内容を分かりやすく紹介することが、本書の一義的な目的である。

年金をめぐる議論においては、私的年金への期待が語られることが多い。しかしその割には、日本で現実に行われている私的年金——とりわけ個人年金保険の内容や実情について、紹介される機会は乏しい。

日本ではすでに、さまざまな個人年金商品があり、一定程度は普及している。たとえば本書が中心的に扱う生命保険会社による個人年金保険は、約2000万件の保有契約、約64兆円の資産（保険料積立金）規模を有している（2013（平成25）年度末）。

しかしこれらについては正確に紹介されていないばかりか、極端な誤解も少なくない。とくに終身年金に関しては文献によっては、逆選択を伴うために市場が成立しないとか、民間の保険会社では供給できないという記述までみられる。しばしば議論の前提とされる、私的年金や、そのなかでも終身年金が普及していないという点についても、統計上の論拠は薄弱である。

純粹に理論的な検討ならまだしも、実際の年金をめぐる議論においてこのような記述がされるのは、個人年金保険についてのきちんとした紹介が不足しているためでもある。だから独自の検討・主張等よりも前に、まず議論の前提として、個人年金保険についての基本的な内容はまとめて提示しておく必要が

あると考えた。

第2に、このような個人年金保険の商品内容を踏まえることで、年金に関するいわゆる公私分担論に対して、何らかの視角や視点を新たに付け加えることができるよう思う。

年金の公私分担論は、折にふれてクローズアップされるが、そこでの「私的年金」というものが十分にイメージアップされたものではないために、ややもすれば抽象的・理念的な議論にとどまりがちである。

たとえば公私分担論において、私的年金に期待されるのが主として「上乗せ」機能なのか、「つなぎ」機能なのかがしばしば議論される。それはもちろん重要な論点であるが、そのようないわば相反する立論が繰り返し主張されるのは、抽象的には両説ともに十分成り立ち得るからであろう。

また公的年金が財政的にもかなり厳しいことから、自助努力の重視、私的年金へのウェイトのシフトが説かれ、それに対する税制優遇の必要性がしばしば強調される。しかしそのような自助努力支援は、「自助努力できる（その余裕のある）層」にしか届かない——俗にいう金持ち優遇になりかねない——ことは、改めて留意する必要がある。少なくとも年金や社会保障を学問的に論じる立場からは、そのことにより所得再分配の面でもたらされる帰結について、自覚的に検討しておくべきであろう。

あるいは私的年金への税制優遇に関しては、その対象を、終身年金に限るべきかどうかがやはりしばしば議論される。しかしそのような「終身年金に限るか、それ以外にも認めるか」という二分法に、論点が集約されるかどうかは疑問であり、逆に個人年金保険の実際に即してみれば、税制にかかる検討についてもより議論や設計の幅を広げる可能性・必要性があるよう思う。

あわせて前述したように、そもそも私的年金、あるいはそのなかでも終身年金が普及していない、という点が議論の前提となりがちだが、その前提自体についても検証を要しよう。

もちろん私的年金は、保険会社の個人年金保険に限られるものではない。現在の個人年金保険の状況いかんにかかわらず、確定拠出年金のときがそうで

あったように、諸外国を見習って、新たな私的年金スキームが創設されることなども十分考えられる。ただそれにしても、すでに行われている個人年金保険の現状と、それが抱える課題をみておくことは、無意味ではないだろう。

第3に、個人年金保険と、そのかかわりでの年金に関する公私の役割分担論の分析・検討を通じて、年金や社会保障全般にかかる重要な論点や、その日本的な特質・バイアスを浮き彫りにできるところがあるようだ。

それは個人年金保険が「年金商品」であり、「保険商品」でもあることから、これをめぐる諸議論に、日本の年金や保険にかかる議論の特徴が端的にあらわれる面があるためである。別のいい方をすれば、個人年金保険という小さな窓から眺めることで、日本の社会保障という大きな領域について、新たな景色がみえるのではないかということである。

たとえば日本人は「保険好き」といわれながら、「元本割れ」、「掛け捨て」を極端に嫌うという両義性が、個人年金保険をめぐっては端的にあらわれてくることになる。あるいはしばしば流通している「公的年金は、長生きリスクに備える仕組みである」という説明は、間違っているわけではないが少なくとも一面的であることが、個人年金保険の商品構造をみると理解できる。

保険や社会保険では、①あらかじめ保険料を払い、②保険事故が生じたときに、③保険給付が行われる、というのが基本的な形である。とりわけ保険事故という概念をスキームの中核に位置づけることで、貯蓄スキームとは截然と分かたれる。しかし日本ではこの「①→②→③」という形もやや「なだらか」になっており、そのため保険／貯蓄の区別があいまいで、そのことがもちろんの政策的な議論にも影響を与えている。日本の社会保障においては、社会保険が中核的な位置を占めているが、それが見方によっては「型崩れ」していることが、個人年金保険に1つの軸足を置いて公私分担論を眺めることでみてくる可能性がある。

これらのことから本書では、日本における個人年金保険の商品内容の概略を述べるとともに、それらが年金に関する公私の役割分担論に対して持ち得る示

唆について——さらには年金や社会保障全般に与え得る示唆について——検討することを通じて、ひるがえって年金や社会保障政策を考えるための手がかりや材料を提供できればと思う。

とりわけ近時、諸外国の私的年金の動向についてはしばしば紹介されているにもかかわらず、日本の個人年金保険自体に焦点をあわせた研究や、そこに軸足を置いての公私分担論の研究がほとんどみられないことから、その空隙を少しでも埋める役割を果たせればと願うものである。

もとより個人年金保険にせよ、年金に関する公私の役割分担論にせよ、多様なアプローチ、さまざまな角度からの分析・検討が可能かつ必要であり、しかし筆者の能力はきわめて限られている。本書は年金や社会保障を論じる立場から、主として法制度的な観点を中心に現行の個人年金保険について若干眺めてみたいにとどまる。あくまで1つの踏み台ないし捨て石として、今後のよりすぐれた検討に資することができればと思う。

2015年2月

長沼 建一郎